

【Q&A】静岡県 週休2日推進工事（土木工事等）実施要領の解説

Q1. 対象工事について、「緊急性の高い応急対策工事等」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A1. 「災害時における応急対策業務に関する協定書」に基づき出動を要請した災害応急工事（応急仮工事、応急本工事等）が該当します。

Q2. 対象工事について、「発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A2. 工期に関する制約が厳しい工事が該当します。

例：関係者協議により供用開始時期が前倒しされた工事、施工時期が限定されている工事等

Q3. 対象外としている、「施工に必要な実日数（実働日数）が1週間程度と見込まれる工事」とは、具体的にどのような工事が該当するのか。

A3. 官工程において、準備期間や後片付け期間等を除いた現地作業日数が1週間以内となり、週休2日の実施に馴染まない工事は対象外となります。

また、実工程が1週間を超えたとしても、発注時点で対象外としている工事を対象とすることはできません。

Q4. 対象外として発注した災害復旧工事において、受注者から週休2日推進工事として施工したいとの協議があった場合、受注者間協議によって週休2日推進工事の対象とすることは可能か。

A4. 事業の性質上、週休2日補正による増額分は国庫負担の対象とならないため、対象外となります。

Q5. 用語の定義について、対象期間における「準備期間」「後片付け期間」の具体的な定義はあるのか。

A5. 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間であり、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届提出までの期間です。

（詳細については、「週休2日推進工事実施イメージ」参照）

Q6. 「受注者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合」とは、どのような場合か。また、その場合の取扱いはどうすればよいか。

A6. 契約後の対象期間開始前に以下の例のような状況が生じ、原契約の工期内で4週8休以上の工程を計画することが困難な状態を指します。この場合には、対象期間開始前に受発注者間で対応を協議してください。

【実施が困難な場合の例】

- ・自然災害等により適切な時期に施工を開始できなくなった。
- ・代替できない資材の流通が急に滞り、適切な時期に施工を開始できなくなった。 等

【基本的な対応方法】

- 1)適切な期間を確保するため、工期を延長する。
- 2)契約変更により週休2日推進工事の適用を外す。(対象工事ではなくなるため、労務費補正分の全てを減額変更し、工事成績評定の加算は行わない。)

Q7. 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取扱いはどのようなになるか。

A7. 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含まれます。なお、休日作業届等の手続きは受発注者間で事前に済ませてください。

Q8. その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取扱いはどのようなになるか。

A8. 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として扱います。

Q9. 港湾5職種、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A9. 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。